

改正

昭和31年3月
昭和32年6月
昭和32年9月公安委員会規則第6号
昭和32年11月公安委員会規則第9号
昭和33年4月公安委員会規則第2号
昭和34年9月公安委員会規則第6号
昭和35年4月公安委員会規則第4号
昭和35年7月公安委員会規則第9号
昭和37年4月公安委員会規則第4号
昭和38年3月公安委員会規則第2号
昭和38年8月公安委員会規則第5号
昭和38年9月公安委員会規則第6号
昭和39年5月公安委員会規則第1号
昭和40年4月公安委員会規則第2号
昭和40年6月公安委員会規則第7号
昭和41年4月公安委員会規則第5号
昭和42年4月公安委員会規則第4号
昭和43年4月公安委員会規則第2号
昭和44年3月公安委員会規則第3号
昭和45年3月公安委員会規則第2号
昭和45年8月公安委員会規則第5号
昭和46年4月公安委員会規則第6号
昭和46年4月公安委員会規則第7号
昭和48年3月公安委員会規則第4号
昭和49年3月公安委員会規則第2号
昭和50年4月公安委員会規則第2号
昭和51年4月公安委員会規則第3号
昭和52年4月公安委員会規則第3号
昭和53年4月公安委員会規則第3号
昭和54年3月公安委員会規則第5号
昭和55年4月公安委員会規則第3号
昭和56年4月公安委員会規則第3号
昭和57年4月公安委員会規則第3号
昭和58年4月公安委員会規則第5号
昭和62年3月公安委員会規則第2号
昭和63年4月公安委員会規則第2号
平成元年3月公安委員会規則第2号
平成3年10月公安委員会規則第6号
平成4年4月公安委員会規則第5号
平成5年3月公安委員会規則第3号
平成6年4月公安委員会規則第3号
平成7年3月公安委員会規則第3号
平成8年4月公安委員会規則第3号
平成9年4月公安委員会規則第3号
平成9年8月公安委員会規則第5号
平成10年4月公安委員会規則第6号
平成11年3月公安委員会規則第5号

平成12年3月公安委員会規則第4号
平成13年3月公安委員会規則第5号
平成14年3月公安委員会規則第5号
平成15年3月公安委員会規則第4号
平成16年3月公安委員会規則第4号
平成17年2月公安委員会規則第1号
平成17年4月公安委員会規則第9号
平成18年3月公安委員会規則第10号
平成19年3月公安委員会規則第5号
平成21年4月公安委員会規則第5号
平成21年7月公安委員会規則第13号
平成22年3月公安委員会規則第3号
平成23年3月公安委員会規則第4号
平成24年3月公安委員会規則第1号
平成25年4月公安委員会規則第2号
平成26年3月公安委員会規則第4号
平成27年4月公安委員会規則第3号
平成28年4月公安委員会規則第5号
平成29年3月公安委員会規則第5号
平成30年3月公安委員会規則第3号
平成31年4月公安委員会規則第4号
令和元年7月公安委員会規則第2号
令和2年4月1日公安委員会規則第7号
令和3年3月31日公安委員会規則第5号
令和4年4月1日公安委員会規則第10号
令和5年3月31日公安委員会規則第4号
令和6年4月1日公安委員会規則第7号
令和7年3月31日公安委員会規則第8号

青森県警察職員の定員配置規則

青森県警察職員の定員配置は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年公安委員会規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規則第1号）
 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 附 則（平成25年公安委員会規則第2号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成26年公安委員会規則第4号）
 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 附 則（平成27年公安委員会規則第3号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成28年公安委員会規則第5号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成29年公安委員会規則第5号）
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則（平成30年公安委員会規則第3号）
 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則（平成31年公安委員会規則第4号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（令和元年公安委員会規則第2号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（令和2年4月1日公安委員会規則第7号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（令和3年3月31日公安委員会規則第5号）
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
 附 則（令和4年4月1日公安委員会規則第10号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（令和5年3月31日公安委員会規則第4号）
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 附 則（令和6年4月1日公安委員会規則第7号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（令和7年3月31日公安委員会規則第8号）
 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

青森県警察職員定員表

区分 本部、署名	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計	一般職員	合計
県警察本部	66	108	332	268	73	847	248	1,095
青森警察署	4	13	64	91	131	303	20	323
青森南警察署	1	2	8	6	12	29	2	31
外ヶ浜警察署	1	1	7	7	9	25	2	27
大間警察署	1	1	6	6	8	22	2	24
むつ警察署	2	6	15	22	33	78	8	86
野辺地警察署	1	5	11	5	17	39	3	42
弘前警察署	5	11	52	67	89	224	16	240
鯉ヶ沢警察署	1	3	7	12	13	36	3	39
つがる警察署	1	4	8	10	17	40	3	43
五所川原警察署	2	6	21	21	43	93	6	99
黒石警察署	2	7	16	30	34	89	5	94
八戸警察署	4	12	58	76	113	263	27	290
三戸警察署	1	4	10	6	19	40	3	43

五戸警察署	1	1	6	12	7	27	2	29
十和田警察署	2	6	13	17	36	74	5	79
七戸警察署	1	4	10	8	15	38	3	41
三沢警察署	2	6	18	20	35	81	8	89
合計	98	200	662	684	704	2,348	366	2,714